茅ヶ崎市指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例及び茅ヶ崎市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月26日

茅ヶ崎市長 佐 藤 光

## 茅ヶ崎市条例第9号

茅ヶ崎市指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例 及び茅ヶ崎市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する 基準を定める条例の一部を改正する条例

(茅ヶ崎市指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例の一部改 正)

第1条 茅ヶ崎市指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例(平成25年茅ヶ崎市条例第9号)の一部を次のように改正する。

第3条中「複合型サービス(看護小規模多機能型居宅介護(介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第17条の12に規定する看護小規模多機能型居宅介護をいう。)に限る。)」を「法第8条第23項第1号に掲げるサービス」に改める。

(茅ヶ崎市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める 条例の一部改正)

第2条 茅ヶ崎市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成25年茅ヶ崎市条例第10号)の一部を次のように改正する。

第190条中「施行規則第17条の12に規定する看護小規模多機能型居宅介護」を「法第8条第23項第1号に規定するもの」に改める。

附則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。